

旅館業法第3条第1項に基づく許可申請書中における、旅館業法第3条第2項各号該当の有無の対象となる者は別紙のとおりであり、貴職において必要と判断した場合に、別紙内容を警察に照会することについて了承します。

年 月 日

郡山市保健所長

申請者 住所

氏名

〔 法人あつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

(抜粋) 法第3条第2項第1号から第8号

- 1 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの（規則第1条の2 法第3条第2項第1号の厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者
- 4 法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。）
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者

